

指定電気通信設備を用いた「卸役務」への 必要な措置に関する方針整理について

令和2年6月30日

事 務 局

- 第30回研究会において、卸先事業者から具体的に課題が指摘されている指定設備卸役務について、評価基準に沿って接続との代替性を評価した結果、光サービス卸については「代替性が全くないとまでは評価できない」、モバイル音声卸については「現時点では代替性があるとは評価できない」と整理されたところ。
- これを踏まえ、主に「モバイル音声卸」、「光サービス卸」について、以下の2点の論点の提示。

論点1： 卸料金の適正性についての検証方法のあり方

- ① コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表
 - ※ 検証結果を踏まえ、指定事業者が適切に卸料金等を見直しているかについても確認

論点2： 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルールのあり方

- ① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項
- ② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法
- ③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール

論点1： 卸料金の適正性についての検証方法のあり方

- ① コスト水準（接続料相当）を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
- ② コスト水準（接続料相当）、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表

【事業者からの意見】

- 光サービス卸の卸料金について、当社はこれまでに2度に亘り値下げを行っているが、今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考え。【NTT東日本・西日本】
- 償却が進んでいるにもかかわらず、卸料金等が下がってきていないのは、他の料金と比べてもおかしい。【JAIPA】
- これまでに寄せられたご意見を踏まえ、光サービス卸の料金に関する理解を深めていただく観点から、光サービス卸料金と接続料相当額の差分に係る費用の要素等を自主的に総務省に報告する考え。【NTT東日本・西日本】
- 当社としては、様々なプレイヤーの新たな価値創造のためには、光サービス卸の多様化を妨げるおそれがある画一的なベンチマークを設定するのではなく、各々のプレイヤーをサポートする取り組みを総務省に後押しいただきたい。【NTT東日本・西日本】
- NTT東西のフレッツ光を用いたサービスシェアは約66.6%を占め、NTT東西殿が実質的に、FTTHの市場価格を決定付けている状況で、なおかつ市場全体での価格競争は停滞しているため、FTTH市場で公正競争が十分に働いているとは評価できず、市場環境を踏まえても、「重点的な検証対象」として検証すべき。【ソフトバンク】
- 小売料金/卸料金/接続料相当を経年で比較し、差分の変動要因等を自主的に総務省に報告する考え。【NTT東日本・西日本】
- 卸元小売料金と卸料金の差分検証により適正性が確保されるべきであり、差分検証においては卸先が利益確保可能な水準の担保が必要。【ソフトバンク】
- FTTH市場のような独占市場では、市場競争が十分に機能せず、価格競争も停滞しているため、卸元小売料金との差分検証では不十分であり1ユーザあたりの接続料水準との連動性も評価すべき。【ソフトバンク】
- 光サービス卸料金とアクセス部分の加入光ファイバ(シェアドアクセス(SA)方式)の接続料が連動していない状況であり、光サービス卸料金と接続料との一定の連動性を確保したい。【テレコムサービス協会】

【事業者意見を踏まえた構成員からの意見】

- NTT東日本・西日本でいろいろ対応を頂いている一方で、現実的には接続料が下がっているのに対して、卸料金があまり下がっていない。結果的に、最後にテレコムサービス協会から、実態として異常に利が薄い状態になっているというようなところで、卸料金の絶対額というのが下がるということが、一番大事なキーなのではないかなと思う。【相田座長代理】
- 接続が下がっているのに卸が下がっていないという、大きなメインの課題について、検証しなければいけない。【佐藤構成員】
- 光サービスの卸料金がいろいろな要素を的確に反映した値になっているのかということ、これから検証していくことになるので、大変期待をしている。【西村(真)構成員】
- 接続料プラス適正コストの適正コストにビジネスリスクみたいなものとか、新しい技術への挑戦をどう入れたらいいのかなというところも、考えなければいけないのだろうと思っている。【酒井構成員】
- ディファレンシエーションで、いろいろな事業者が新しいことをできるように対応しますという話と、差分の変動要因をきちっと報告します、あるいは費用の要素等をきちっと報告しますということなので、1つの考え方としては理解できる。前向きに対応することなので、きちっと見守る必要がある。ディファレンシエーションというのは分かるが、何らかの形でのディスクリミネーションにならないような料金ということではなければならない。【佐藤構成員】
- 卸料金は一緒のはずなのに、NTT東日本とNTT西日本とでユーザー料金に相当大きな差が出ている。何でこれだけ大きな差がつくのか、この差分についても報告を頂いて、検証していきたい。【佐藤構成員】
- 卸料金と接続料金の下げの乖離について、NTT東日本・西日本等の協力を得ながら、総務省のほうで検証すべき。【佐藤構成員】
- 光サービス卸料金と接続料との一定の連動性を確保したいという主張はとてもよく分かったし、それから今後分析を進めていく中で、経年変化等分析をして、両者の関係というのをもう少し明らかにしていきたい。【関口構成員】
- 接続料金と卸料金の連動性がないということで、接続料は非常によく下がっているのだけれども、卸料金、あるいは小売、ユーザー料金があまり変動していないというのは、これはデータから言えるので、この代替性があるのかないのか、あるいは政策的にどこまで卸料金を下げられるのかというのは、今後の争点になる。【辻座長】

【事業者からの意見】

- 音声卸役務の料金を音声接続料金と同様の考えによることを前提とした場合、MVNO側で用意する必要がある設備費用の負担等をMVNOが免れる結果となり、電気通信の健全な発達を阻害する虞がある。【NTTドコモ】
- 「代替性があるとは評価できない」とされたモバイル音声卸においては、卸料金が適正でなければMVNOの競争力がMNOに比して劣後する可能性があり、直接的にその適正性を検証し、早急に公正競争上の課題を解決することが必要。【テレコムサービス協会】
- 卸契約の適正性を検証するのであれば、実質的なリテール料金をベースに、接続料を下限として間に収まっているかを検証するのが適当。【KDDI】
- モバイル卸は「実質小売料金と卸料金の比較検証」により課題解決が可能であり、卸取引にコスト積み上げを基準としたベンチマーク設定の考えや規制を導入することは過剰であり不適切。【ソフトバンク】
- 対象事業者が複数存在し、各社の設備構成も異なることが想定されることから、総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、具体的な金額は指定事業者自らが算定する方法は妥当。ベンチマークの考え方は最終答申に示されている通り、コスト水準(能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額)を基本とすることが望ましい。【テレコムサービス協会】
- 仮にベンチマークを設定する場合には、音声接続を選択したMVNOに発生する費用についても適切に反映し、接続と卸が両立する形とすることが必須。また、音声卸役務に係る営業費等については、ベンチマーク設定時に、算入が認められるべき。【NTTドコモ】
- モバイル音声サービス卸については、他社設備区間や、指定設備以外の様々なコストが含まれており、接続料をベースにした検証は不適切。【KDDI】
- 仮に検証する場合でも、以下に記載のコストや卸元事業者の営業利益を確保することは必須。(①ユーザ獲得や維持に係る営業費の算入(ユーザ数の増大は結果的に単価低減に寄与しMVNOも恩恵を享受)、②外部コストの算入(他網コストや700ヶ所超の緊急機関との接続等)、③正当な営業利益の確保(設備投資リスクを負う事業者が、設備を持たない卸先と比較し不利にならないよう適正な利益を確保))【ソフトバンク】
- ベンチマークの考え方は、どのようなコストを上乗せして最終的なベンチマークとするかは、MVNOに帰属するコストかどうかの観点で判断することが望ましい。【テレコムサービス協会】
- 個別の相対契約が認められている卸契約において、適正性検証に係る情報の公表は、当事者間の合意に基づく創意工夫の妨げになる虞や、重要な経営情報を開示することにもなり得ることから、慎重な議論が必要。【NTTドコモ】
- 検証結果について一定の情報を公開することは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に貢献するものであり、MNOとMVNOとの間の料金競争を活性化する等、最終的には利用者利便にも資する。【テレコムサービス協会】

【事業者からの意見(続き)】

- 時系列比較を行う場合でも、コストのみを切り出し、事業者の合意に基づく創意工夫及びその料金を否定することのないよう留意いただきたい。【NTTドコモ】
- 「時系列比較による適正性の検証」として示された通り、コスト水準となるアクセスチャージの変動率やリテール価格の変動も見つつ適正性を検証することも必要。卸先事業者が推移を把握できることに加えて、「コストの変動が適切に卸料金に反映されていない場合には、どのような理由があるか等」についても、可能な限り卸先事業者の説明されることが望ましい。【テレコムサービス協会】
- 音声接続の提供に加え、MVNOからの要望や市場の環境変化を勘案し、音声卸料金を見直す考え(MVNOが、中継方式によらず、卸により市場競争力を有した音声定額を実現可能な水準。)。また、音声接続による代替性について、MVNO委員会との協議を踏まえ既に開発に着手しており音声接続による代替性は現時点で認められるべき。【NTTドコモ】
- 00XY自動付与について具体的な要望を踏まえつつ検討着手。【KDDI】
- MVNOに対して具体的な値下げ水準を通知済み。また、代替手段である接続メニューとしてMVNO向け接続機能の提供も検討する意向。【ソフトバンク】
- ドコモの提案は利用者利便の向上に資する前向きなものと評価。ただし、実現時期について、「市場競争のスピード感から、遅くとも6カ月以内での実装」を要望していたところ、MNOとMVNOとの公正競争環境を早急に確保する観点から、可能な限り前倒しを検討することが望ましい。また、網改造料水準が不明であり、概算を早期に提示いただく必要がある。また、KDDI、ソフトバンクにおける対応可否を検討いただく必要がある。【テレコムサービス協会】
- 中継電話を利用した音声サービスの課題である「専用アプリを用いる必要がある」、「緊急通報やフリーダイヤルが使えない」といった課題が解決し、概ね同様の役務をエンドユーザーに提供することが可能かを評価する必要がある。また、本提案が実現した後も、MVNOはMNOへ音声卸基本料を引き続きへ支払う必要がある。音声卸基本料金の水準が公正な競争を阻害しない水準であるかどうか評価できなければ、代替性があるかどうか評価できない。【テレコムサービス協会】

【事業者意見を踏まえた構成員からの意見】

- MNOの提供する実質ユーザー料金というものと、卸料金を踏まえて、卸先で利益等々を確保して提供できる小売料金との間で、コンペティティブであればいいのではないかと。問題は、定額制が広がる中で実質ユーザー料金が今は全然はつきりしない。これを早く明確化する必要がある。【相田座長代理】
- 接続の形態と卸の形態ではカバーする範囲が違っているので、接続の場合の接続料そのものと比べるのではないということは、当然のことだと思う。卸がカバーする範囲で生じるコスト、その他資産分の接続料、あるいはその他もろもろの必要なコストはカウントするようにすべき。【相田座長代理】
- 卸料金に対して、ベンチマークの考え方についても、要するにどういうコスト構造で、一体何を上乗せしたらいいのかというところは、難しいが、きちんとやらなくてはいけないと思う。【酒井構成員】
- 音声卸は例えば10年間、何もしなければ料金が下がらない状況が続いたというのは、やはり事実。新たなルールを議論する時期だと思う。ベンチマーク方式というのはその有力な解決策として支持できる案。【佐藤構成員】
- ベンチマークの検証は必須のものだと思う。MNO各社のプレゼンにおいて、今後、接続料水準と同等まで下げると、音声卸の料金水準としてはやや下げ過ぎてしまうため、接続の場合にはMVNO側で一定の投資等が発生することも考慮するというような付加条項についても、十分理解はできる。早急に検討を進めて、分析をしていく必要がある。【関口構成員】
- MNO各社はコストベースに関して抵抗がありそうだが、コストベースではない場合に、競争が促進されるのかという疑問がある。【高橋構成員】

1. 卸料金の適正性検証の基本的な考え方

- 接続による代替性がある場合には、適正な卸交渉が期待できることから、接続との代替性がない又は不十分な指定設備卸役務に絞って検証を行うこととし、接続による代替性がないものと不十分なものに分けて検証すべきではないか。
- 接続による代替性がない指定設備卸役務については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、直接的に料金水準の適正性を検証すべきではないか。【⇒重点的な検証対象】
- 一方で、それ以外の接続との代替性が不十分な指定設備卸役務については、接続による代替手段が一定程度存在することにより適正な卸交渉に寄与することが期待できるので、それを一層促進するため、現に公正競争上の著しい弊害が生じている場合を除き、「重点的な検証対象」とは検証方法に差異を設け、透明性の確保に重点をおいた検証を行うべきではないか。【⇒その他の検証対象】
- 具体的には、
 - 「重点的な検証対象」は、総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、それに基づき指定事業者においてベンチマークとなる金額を算出し、卸料金の検証を行うことにより適正性を直接的に検証するとともに、時系列比較による検証も実施すべきではないか。
 - 一方で、「その他の検証対象」は、ベンチマークによる直接の卸料金の検証は行わないこととし、総務省が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえながら、コスト水準(接続料相当)と卸料金の差分(回収しようとしている費用項目等)について検証し、総務省に報告するとともに、時系列比較による検証も実施すべきではないか。
- 検証結果について、適正な卸交渉に寄与する観点から、一定の情報について卸先事業者が把握可能なよう公表することが必要ではないか。ただし、公表方法によっては、当事者間の合意に基づく創意工夫の妨げになるおそれや、重要な経営情報を開示することにもなり得ることから、情報を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、公表すべきではないか。
- 総務省においては、検証の実施に係るガイドラインを作成し、円滑な検証の実施を担保すべきではないか。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているか確認することが必要ではないか。
- 検証にあたっては、卸電気通信役務制度において、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められ、これにより、事業者間協議において新たなニーズが生み出され、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待されるものであることを十分に踏まえ、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い卸役務を対象とする等、過度な規制とならないよう十分配慮することが必要ではないか。

2. ベンチマークを用いた検証の考え方

- 指定設備卸役務の性質や指定事業者ごとの状況にも配慮する観点から、総務省はベンチマークとなる金額を示すのではなく、ベンチマーク設定の考え方を示し、それをもとに具体的な金額は指定事業者が自ら算定して、算定根拠を含め総務省に報告する形が適切ではないか。
- 指定事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上回っている場合には、不当な競争を引き起こすものではないことについて、指定事業者は論拠を示す必要があるのではないか。その論拠が合理的ではない場合、総務省は、当該卸役務提供料金を是正するために所要の措置を講ずるべきではないか。
- これらの検証結果については、卸先事業者が確認できるよう、可能な限り公表すべきではないか。ただし、公表方法によっては、当事者間の合意に基づく創意工夫の妨げになるおそれや、重要な経営情報を開示することにもなり得ることから、情報を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、公表すべきではないか。
- 総務省が示すベンチマーク設定の考え方は、対象となる指定設備卸役務が、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、その役務の提供に要する費用を回収できる水準、すなわち、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることが適切ではないか。
- 適正な原価には、当該指定設備卸役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用(接続料支払い等の他事業者設備の利用に係る費用も含む)、設備への帰属が認められる営業費に加え、卸役務においては、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえると、指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費の算入が許容されるべきではないか。
- 上述の「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」については、算入されるべき具体的なコスト(例:「卸先事業者との協議に要する稼働コスト」、「卸役務の提供及び管理に要する稼働全般に係る営業費」、「卸先事業者向けの販売奨励金」)についての意見があるところ、算入の可否については、卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受しているかどうかの基準に照らして判断されるべきではないか。ただし、「自社ユーザの獲得や維持に係る営業費」の算入については、当該基準を踏まえれば、慎重な検討が必要ではないか。
- ベンチマークについては、卸役務が相対契約であることを踏まえ、卸元事業者の実質小売料金と競争可能な料金を卸先事業者が設定できるかという観点(いわゆる「リテールマイナス」の観点)から設定すべきとの意見があるが、対象となる指定設備卸役務が、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないため、卸先事業者が卸元事業者と競争可能な料金設定が行えていないのであれば、その競争の結果として形成される現在の小売料金を基準とすることは、適切ではないのではないか。

3. その他の検証の考え方

- 接続料相当額と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を指定事業者自らが検証して総務省に結果を報告することが適切ではないか。総務省においては、検証結果を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、差分において回収しようとしている費用項目を含めた概要を公表することが適切ではないか。

4. 時系列比較による検証の考え方

- コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で5年間比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告することとしてはどうか。
- ただし、過去の小売料金については検証に耐える精度のデータを有していないことも考えられることから、正当な理由がある場合には、一定の推計を認めることも考える必要があるのではないか。
- 総務省は、報告を受けた検証結果について、例えば、それぞれの金額の差分が前年度と比較して縮まっているか、広がっているか等について公表し、卸先事業者が推移を把握できるようにしてはどうか。

5. その他

- モバイル音声卸に関し、MNO各社が、卸料金について見直しの方向性を提示していることは積極的に評価すべきではないか。他方、モバイル音声卸については、卸料金が長期間に渡り見直しが行われていなかった例がある状況であり、接続による代替手段がなく、MNOとMVNO間で適正な卸交渉が期待できないのであれば、総務省が卸料金の検証を行うことが必要ではないか。
- モバイル音声卸に関し、接続による代替性の確保について、MNO各社において検討が進展していることは積極的に評価すべきではないか。ただし、接続機能が実現していない段階で代替性を評価するのは時期尚早であり、事業者毎に、機能が実現した段階で、速やかに接続による代替性を評価すべきではないか。その際、例えば、緊急通報について、回線管理機能等の接続機能によりMVNOに対して提供される等、モバイル音声卸役務全体について代替性が確保されているかを確認すべきではないか。
- 接続による代替性がないと評価された指定設備卸役務について、検証後に指定事業者による代替性向上に関する取組が行われ、改めて検証した結果、接続による代替性があると認められた場合には、総務省において、その状態が継続しているか、公正競争上の弊害が生じていないかを一定期間確認することが必要ではないか。

参考： 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン案

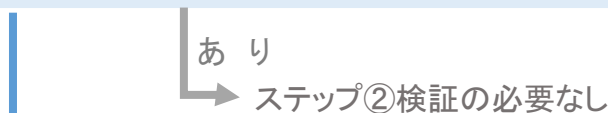
検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。



検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証



ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保

実施方法：適正原価 + 適正利潤 ≧ 卸料金 となっているかを検証

総務省による
妥当性評価あり

「不当」評価の場合は是正を図るための措置へ

なし

ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保

実施方法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

総務省による
妥当性評価なし

不十分

※ 時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

検証対象となった指定設備卸役務について、代替性評価基準に沿って総合的に評価し、接続との代替性の有無を検証。

代替性評価基準

- a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務と同内容の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
- b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務がエンドユーザーに提供可能か。
- c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
- d) その他に接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

評価

以下の三段階で評価

代替性あり

ステップ②に進まず検証終了

代替性なし

ステップ②重点的な検証へ

代替性不十分

ステップ②その他の検証へ

ステップ②-1 重点的な検証

- 「重点的な検証」は、代替性がないと評価された指定設備卸役務について実施。
- 検証の対象の卸役務について、以下の関係が成立しているかを総務省が検証。

$$a) \text{適正な原価に適正な利潤を加えた額} \geq b) \text{卸役務提供料金}$$

事業者による算定・報告

- 指定事業者において、検証対象の卸役務について、
 $a) \text{適正な原価に適正な利潤を加えた額}$ 及び $b) \text{卸役務提供料金}$ を算定し、算定根拠とともに総務省に報告。
 ※ 適正な原価には、役務提供の際に必要なとなる営業費の算入が認められるが、指定事業者は、その必要性の根拠を費用の細目毎に総務省に報告する。

総務省による評価

- 総務省は、事業者からの報告に基づき、
 $a) \text{適正な原価に適正な利潤を加えた額} \geq b) \text{卸役務提供料金}$ の関係が成立しているかを検証。

$$\text{原価} \geq \text{卸料金の場合} \rightarrow \text{妥当と評価}$$
 - ※ ただし、その他考慮すべき事項により妥当と評価しない場合があり得る。
$$\text{原価} < \text{卸料金の場合} \rightarrow \text{指定事業者に対し、卸料金が不当な競争を引き起こすものではないことの論拠の提示を求め、論拠を総務省において検証}$$

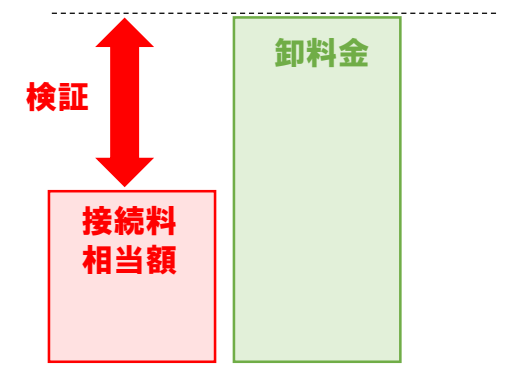
検証結果に応じて、「妥当」、「おおむね妥当」、「不当」、「評価保留」と評価。
- 評価結果が「不当」の場合は、業務改善命令の対象となり得るものとし、所要の措置を講じる。

ステップ②-2 その他の検証、時系列検証

- 「その他の検証」は、代替性が不十分と評価された指定設備卸役務について実施。
- 検証対象の卸役務について、a) 接続料相当額と、b) 卸役務提供料金 の差分の妥当性について、事業者自身が検証。
- 「時系列検証」は、ステップ②に進んだ全ての指定設備卸役務を対象に接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額を時系列で比較し検証。

その他の検証

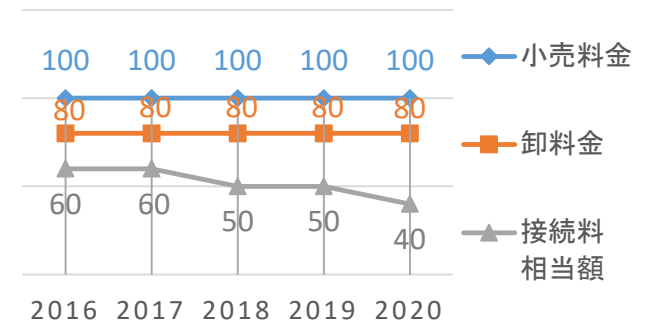
- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要な営業費は含まれない。
- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表。



時系列検証

対象： ステップ②に進んだ全ての指定設備卸役務

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近5年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に卸料金に反映されているか等とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表。



論点2： 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルールのあり方

- ① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項（守秘義務条項の見直し等）
- ② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法（指定設備卸役務の届出の充実にかかる省令改正）
- ③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール

【事業者からの意見】

- 指定設備に関するNDAで、事業者側から意見書を出したりとか、こういった研究会とかで議論、問題を提起するために、どうしても委縮が働いてしまっているので、引き続き、NDAについて必要最小限のものにしていただきたい。【JAIPA】
- 今回、ヒアリングのために総務省・研究会への情報共有について限定的にNDAを解除してもらったが、今後光サービス卸に関する諸課題の検討・議論を円滑にするため、総務省・研究会に加えFVNO間での情報共有についてNDAを解除してもらいたい。【テレコムサービス協会】
- 光コラボ回線のシェアはドコモ社、ソフトバンク社の携帯2キャリアで7割超を占めており、市場のさらなる寡占化が懸念される。【テレコムサービス協会】
- 更なる透明性等を確保する観点から、①一部の片務的な条項(守秘義務条項)についての規定の見直し、②届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大する等の対応を行う考え。【NTT東日本・西日本】
- 光サービス卸と一体的に提供されているひかり電話の卸についても、卸先事業者において、一体的にサービス提供(FTTH契約+オプションの電話契約)されていることを踏まえれば、ガイドライン等において、光サービス卸と同様の内容を担保しておく必要がある。【KDDI】
- 光サービス卸に関するNTT東西の管理システムが異なりシステムのバージョンUPがされても完全には差異が解消しておらず、FVNOは二重の設備投資・運用を余儀なくされていることから、仕様を統一してもらいたい。【テレコムサービス協会】

【事業者からの意見】

- 当社は、MVNO の新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、卸電気通信役務に関する標準プラン・標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件や申込みに係る手続き等を卸約款化し情報を開示。【NTTドコモ】
- 接続協定方式と卸契約では制度上の位置づけが異なっているにも関わらず、両契約形態を比較し、事業者間の合意に基づく契約が前提とされる卸契約において画一的な接続約款と同等の対応を求めることは、当事者間の自由な契約の妨げになる虞がある。【NTTドコモ】
- 当社は、MVNOから卸約款等に関する条件の見直しについて要望を受領しておらず、公正競争上の問題はないと考えるが、仮にMVNOから要望がある場合には、卸契約の原則に基づき、まずは事業者間協議に委ねるべき。【NTTドコモ】
- 事業者間の合意に基づく自由な契約が前提である卸契約においては、パートナーとの連携において届出義務が足枷になる等の課題があることから、事業者間の創意工夫の妨げにならないよう、過度な規制を行うことがないよう十分に留意することを要望。【NTTドコモ】
- 卸契約は、ビジネスベースの自由な契約が認められており、新たなルール、規制を検討するならば「多様な視点」による慎重な検討が必要。【KDDI】
- 現時点では卸料金の水準以外にガイドライン等により明確化が必要な事項はない。【テレコムサービス協会】
- 今後、MVNOが高度で多様なサービスを低廉な料金で実現し、利用者利便の向上に貢献できるためには、スライスやそれをコントロールするためのAPI、RANシェアリング等の諸機能が円滑に、かつ適正な料金でMNOから提供されることが必要。実現に向けたMNOとMVNOの協議が市場において円滑に進まない場合は、指定設備卸等の規律の導入が必要。【テレコムサービス協会】
- 市場検証会議における検討も踏まえつつ、IoT向け通信サービスに関する卸役務の提供条件等についても実態把握の必要性を検討すべき。【テレコムサービス協会】
- 現在、禁止行為規制の適用がされていないKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要。【テレコムサービス協会】

光サービス卸

- ヒアリングにおいて、JAIPAやテレコムサービス協会から、光サービス卸の契約書における守秘義務条項により議論や検討を円滑に行うことができない旨や、テレコムサービス協会から光サービス卸の提供を受けるMNO2社によるFTTH市場の寡占化への懸念が示された。
一方で、NTT東日本・西日本からは、更なる透明性等を確保する観点から、①一部の片務的な条項(守秘義務条項)についての規定の見直し、②届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大する等の対応を行う旨示されたところ。
- 現在、電気通信事業法施行規則に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等4者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、光サービス卸について着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切ではないか。
- また、全卸先事業者において、光サービス卸における契約書(ひかり電話についての契約を含む)の片務的な条項(守秘義務条項)の見直しが行われているかについて、当該届出によりNTT東日本・西日本の対応を確認していくことが必要ではないか。

モバイル音声卸

- ヒアリングにおいて、NTTドコモから「卸電気通信役務の料金その他の提供条件や申込みに係る手続き等を卸約款化し情報を開示」している旨の主張があり、テレコムサービス協会から、「現時点では卸料金の水準以外にガイドライン等により明確化が必要な事項はない。」との意見があったこと等を踏まえると、現時点ではガイドライン等により明確化が必要な事項はないと考えられるのではないか。
- 他方で、テレコムサービス協会から、今後の事業者間協議が円滑に進めない場合には、規律の導入を検討すべきとの旨や、市場検証会議におけるIoT向け通信サービスに関する検討の状況を踏まえつつ実態把握の必要性を検討すべき旨の意見があったこと等を踏まえると、引き続き円滑に事業者間協議が行われているか等について総務省において動向を注視していくことが必要ではないか。

参考： 指定設備卸役務に関するこれまでの研究会資料

指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」について（第27回研究会資料）

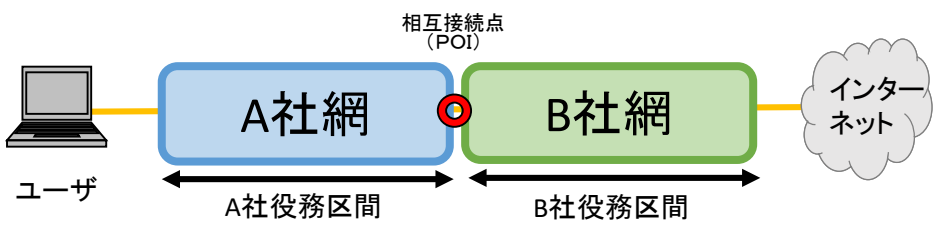
- 指定電気通信設備の利用には、主に「接続」と「卸役務」による利用方式が存在し、近年、NTT東西による光回線の卸売サービスやMNOによるMVNOへの卸提供等、「卸役務」による利用が拡大している（例えば、光回線の卸はFTTH契約数全体の約4割）。
 - 指定電気通信設備については、他の事業者の事業展開上、不可欠性や交渉上の優位性を有することから、「接続」に関するルールにより、他事業者が当該設備を利用する際の条件等に関する適正性、公平性、透明性等の担保が図られてきた。
 - この点、指定電気通信設備を用いた「卸役務」（指定設備卸役務）と同様の設備利用形態・利用条件により、「接続」が利用可能（代替可能）であれば、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（指定事業者）以外の電気通信事業者は自らの判断で指定電気通信設備の利用方式を選択可能である一方、「接続」による代替が実質的に困難な場合には、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と交渉することとなり、場合によっては、不利な契約条件等で利用方式を決定せざるを得ない。
 - このため、接続による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、利用条件等の適正性、公平性、透明性等の確保のために必要な措置を検討すべきと考えられる。
- ⇒ 必要な措置の検討にあたり、まずは接続による代替が実質的に困難な可能性がある指定設備卸役務について、接続による代替性の程度、代替できない事由等について検証を行う必要があるのではないか。【論点①：接続と卸役務の代替性検証】
- ⇒ その上で、接続による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、卸役務自体の適正性、公平性、透明性等の確保を図る仕組みを検討し、各卸役務の接続との代替性の程度、他事業者からの適正性等に対する具体的な要望の状況、公正競争や利用者に対する影響等に応じ、必要な措置をとるべきではないか。【論点②：指定設備卸役務への必要な措置の検討】

接続

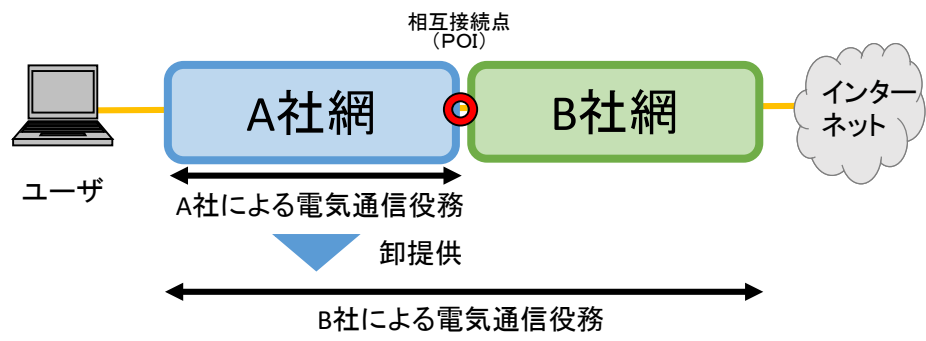
当事者による選択が可能

卸役務

電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式

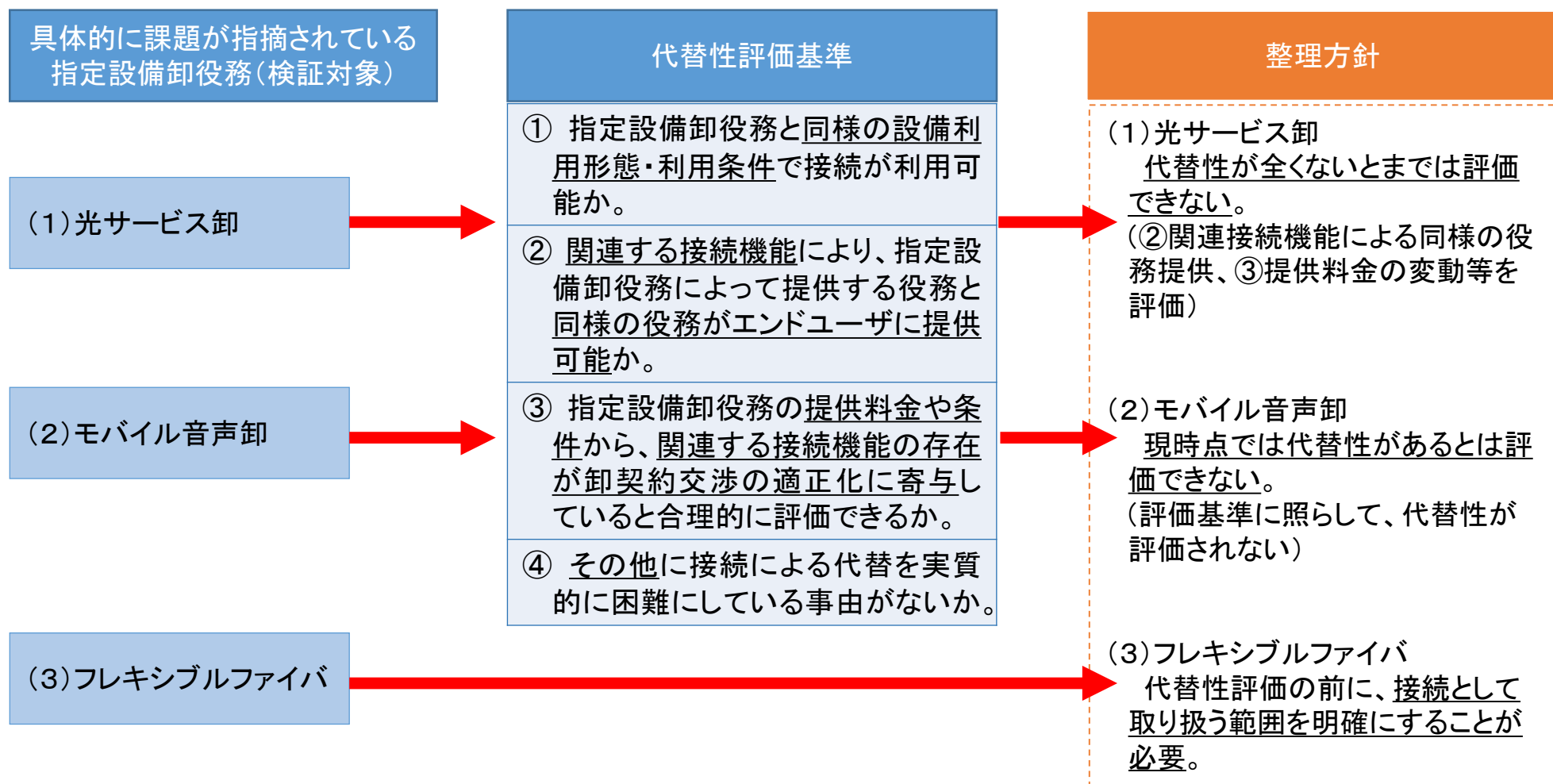


電気通信事業者が、他の電気通信事業者から提供を受けた電気通信役務を用いて、利用者に対し、電気通信役務を提供する方式



接続との代替性検証結果(概要)

- 接続との代替性評価基準に沿って、卸先事業者から具体的に課題が指摘されている指定設備卸役務の代替性を検証。
- 指定設備卸役務の現状や研究会における議論、ヒアリング等を踏まえ、それぞれの指定設備卸役務を以下の通り整理。
- なお、「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、接続による代替性を高める取組について提案があったところであり、事業者間において実現に向けた協議を行うとともに、総務省においてはその協議の状況を適切にフォローし、接続の代替性を高めていくことが必要。



第1部 第4章 第1節 他者設備の利用とルールの見直し

4. 他者設備の利用とルールの見直しの方向性

指定設備は、他の事業者の事業展開上不可欠性や優位性を有する設備であるが、同設備の利用に当たっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかし、現状、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なもの[※]が存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある。

上記を踏まえ、指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。その際、卸役務により、柔軟な設備利用が実現し、利用者利便の向上に結び付いたという側面を考慮し、サービスの発展段階等に依じて規制の程度を柔軟に設定することも必要である。

指定設備卸役務の提供条件等の透明性・適正性・公平性を確保するための方策としては、指定設備卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点から必要な事項をガイドライン等で示すことなどが考えられる。

その上で、総務省において、各指定設備卸役務について接続と卸役務の代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられる。

接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するため、下記のような措置が考えられる。

- ① 総務省において、コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準との乖離について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、卸料金水準の適正性について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ③ 総務省の検証結果を踏まえ、提供事業者において適切に卸料金等の見直しを検討すること

また、今後、サービスが多様化していくことを踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある。

上記の一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当である。特に、卸料金水準の適正性等に関する検証結果の共有の在り方については、共有する情報の粒度、共有先の範囲等の観点から、更に検討を進めることが適当である。

(1) 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール

- ① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項
- ② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法
- ③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール

① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項

- 「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項としてどのようなものが考えられるか。

例えば、接続約款、光サービス卸の契約内容、モバイル音声卸に係る約款の記載を比較すると、

- ・ 接続約款には規定があるものの、卸契約には記載がないもの(例えば、守秘義務の例外としての卸先事業者による主務管庁や裁判所の要請に基づく報告等)や、
- ・ 記載内容に大きな差異があるもの(例えば、提供料金が指定事業者からの通知によって変更が可能、指定事業者が事務所に立ち入り検査を行える等)

がある※が、これを踏まえて、ガイドライン等で明確にすべき部分をどのように考えるか。

※ 参考資料30-3のP46にNTT東西の接続約款、光サービス卸契約内容、NTTドコモのモバイル音声卸に関する約款の記載事項の比較表を掲載。

- 「光サービス卸」「モバイル音声卸」以外の指定設備を用いた卸役務(将来提供される卸役務を含む)についても、卸契約に当たって、同様に担保しておくべき内容があるか。

② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法

- 最終答申において、「総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していく」必要があるとされたことを踏まえ、総務省において、実態把握を強化するため、電気通信事業法施行規則に基づく届出事項(対象)の変更を内容とする省令改正を検討しているが、課題が寄せられている「光サービス卸」「モバイル音声卸」に関する届出の充実を検討することに加え、指定設備を用いた卸役務について、実態把握を強化すべきものは想定されるか。

※ なお、「フレキシブルファイバ」については、最終答申において「フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、昨年12月23日に総務省からNTT東日本・西日本に対して実態把握のために契約内容等の報告を求める要請を行い、報告を受けている。

③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルールがあるか。

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

- ① コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表

1. 卸料金の適正性検証の基本的な考え方

- 接続による代替性が十分ある場合には、適正な卸交渉が期待できることから、卸役務による柔軟な設備利用を過度に阻害しないよう、接続との代替性が不十分な指定設備卸役務を検証対象とし、接続による代替性がないものと一定程度あるものに分けて検証すべきではないか。
- 接続による代替性がない指定設備卸役務については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、直接的に料金水準の適正性を検証すべきではないか。【⇒重点的な検証対象】
- 一方で、それ以外の接続との代替性が不十分な指定設備卸役務については、接続による代替手段が一定程度存在することにより適正な卸交渉に寄与することが期待できるので、それを一層促進するため、現に公正競争上の著しい弊害が生じている場合を除き、「重点的な検証対象」とは検証方法に差異を設け、透明性の確保に重点をおいた検証を行うべきではないか。【⇒その他の検証対象】
- 具体的には、「重点的な検証対象」は、①の検証について総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、それに基づき指定事業者においてベンチマークとなる金額を算出し、卸料金の検証を行うことにより適正性を直接的に検証するとともに、②の時系列比較による検証も実施してはどうか。
一方で、「その他の検証対象」は、①のベンチマークによる直接の卸料金の検証は行わないこととし、総務省が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえながら、コスト水準(接続料相当)と卸料金の差分(回収しようとしている費用項目等)について検証し、総務省に報告するとともに、②の時系列比較による検証も実施してはどうか。
- 検証結果について、適正な卸交渉に寄与する観点から、一定の情報について卸先事業者が把握可能なよう公表することが必要ではないか。
- 総務省においては、検証の実施に係るガイドラインを作成し、円滑な検証の実施を担保すべきではないか。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているか確認することが必要ではないか。

2. ベンチマークを用いた検証の考え方

- 指定設備卸役務の性質や指定事業者ごとの状況にも配慮する観点から、総務省はベンチマークとなる金額を示すのではなく、ベンチマーク設定の考え方を示し、それをもとに具体的なベンチマークとなる金額は指定事業者が自ら算定して、算定根拠を含め総務省に報告する形が適切ではないか。
- この場合に、総務省が示すベンチマーク設定の考え方は、情報通信審議会の最終答申において「コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマーク」とされていることを踏まえ、これを基本としつつ、どのようなものとするのが適切と考えられるか。
- 総務省が示すベンチマーク設定の考え方に基づいて、指定事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上回っている場合には、不当な競争を引き起こすものではないことについて、指定事業者は論拠を示す必要があるのではないか。
- これらの検証結果については、指定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除いては、卸先事業者が確認できるよう、可能な限り公表することを検討すべきではないか。

3. 時系列比較による検証の考え方

- コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告することとしてはどうか。
- 総務省は、報告を受けた検証結果について、例えば、それぞれの金額の差分が前年度と比較して縮まっているか、広がっているか等について公表し、卸先事業者が推移を把握できるようにしてはどうか。

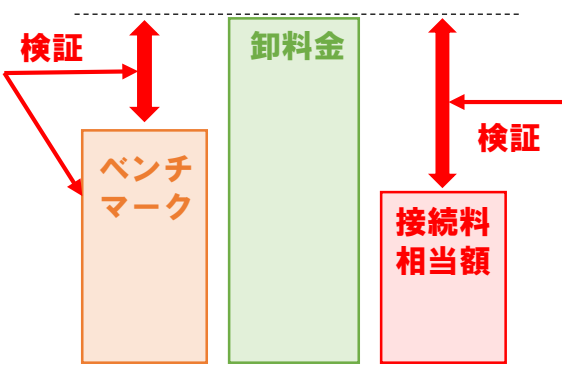
- 指定設備卸役務ごとに接続との代替性及び公正競争上の弊害が生じている程度に応じ、「重点的な検証対象」と「その他の検証対象」に分け、卸料金の適正性についての検証を総務省が作成するガイドラインに沿って実施。
- 「重点的な検証対象」については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、総務省がガイドラインにおいて示すベンチマーク設定の考え方に沿って、指定事業者において自らベンチマークとなる金額を算定し卸料金の適正性を検証。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているかについても確認。

重点的な検証対象

(接続との代替性がない卸役務、又は代替性が不十分な卸役務のうち現に公正競争上の著しい弊害が生じている卸役務)

1. ベンチマークを用いた適正性の検証

- 1) 総務省が示すベンチマーク設定の考え方に沿って、指定事業者において、ベンチマークとなる金額を算定し、卸料金の適正性を検証し、算定方法とともに総務省に検証結果を報告。
- 2) 指定事業者は卸料金について自ら検証し、卸料金がベンチマークを上回っている場合には、不当な競争が生じていないことについての論拠を併せて報告。
- 3) 総務省において検証結果を評価の上、一定の内容を公表。



その他の検証対象

(接続との代替性が不十分な指定設備卸役務のうち「重点的な検証対象」以外の卸役務)

1. 卸料金と接続料相当額の差分の検証

- 1) 総務省が示す卸料金設定の考え方を参考にしながら、卸料金と接続料相当額の差分(回収しようとしている費用項目等)について指定事業者において検証し、総務省に検証結果を報告。
- 2) 総務省において検証結果を整理し、一定の内容を公表。

2. 時系列比較による適正性の検証(重点的な検証対象、その他の検証対象共通)

- 1) 接続料相当額、卸料金、小売料金について、時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告。
- 2) 総務省において、報告をもとに、毎年度の差分の拡大、縮小の状況等について公表。

